

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）

都市計画西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 3.9ha				
公共施設の 配置及び規模	道路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	補助線街路第 163 号線	別に都市計画において定めるとおり。		拡幅
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 8～9.5m、延長約 270m		拡幅（交差部を含む）
			区画道路 2 号	幅員 6～16.0m、延長約 220m		新設、一部拡幅
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積（容積対象面積）	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
	A 街区	約 7,600 m ²	約 178,900 m ² （約 153,900 m ² ）	事務所、店舗、 駐車場等	120m （ただし、建築物に付属する 地上への階段、昇降機、車 路、給排気口等の建築物の 部分を除く）	建築物の高さの限度は、 T P からの高さとする。
	B 街区	約 2,800 m ²	約 39,100 m ² （約 25,500 m ² ）	住宅、駐車場等	高層部 100m 低層部 20m	
建築敷地の 整備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	A 街区	約 19,800 m ²	・敷地の中央にまとめた広場及び緑地を整備し、防災性及び市街地環境の向上を図る。 ・敷地の道路に面する部分に歩道状空地を設け、歩行者の安全性、快適性を確保する。 ・敷地内を貫通する緑道と歩行者通路を整備し、歩行者の利便性、快適性を確保する。 ・植栽等による緑豊かな街並みの形成を図る。			
	B 街区	約 10,100 m ²				
住宅建設の目標			戸 数	面 積	備 考	
			約 400 戸	約 33,200 m ²		
参考			地区計画区域内			

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度は計画図表示のとおり」

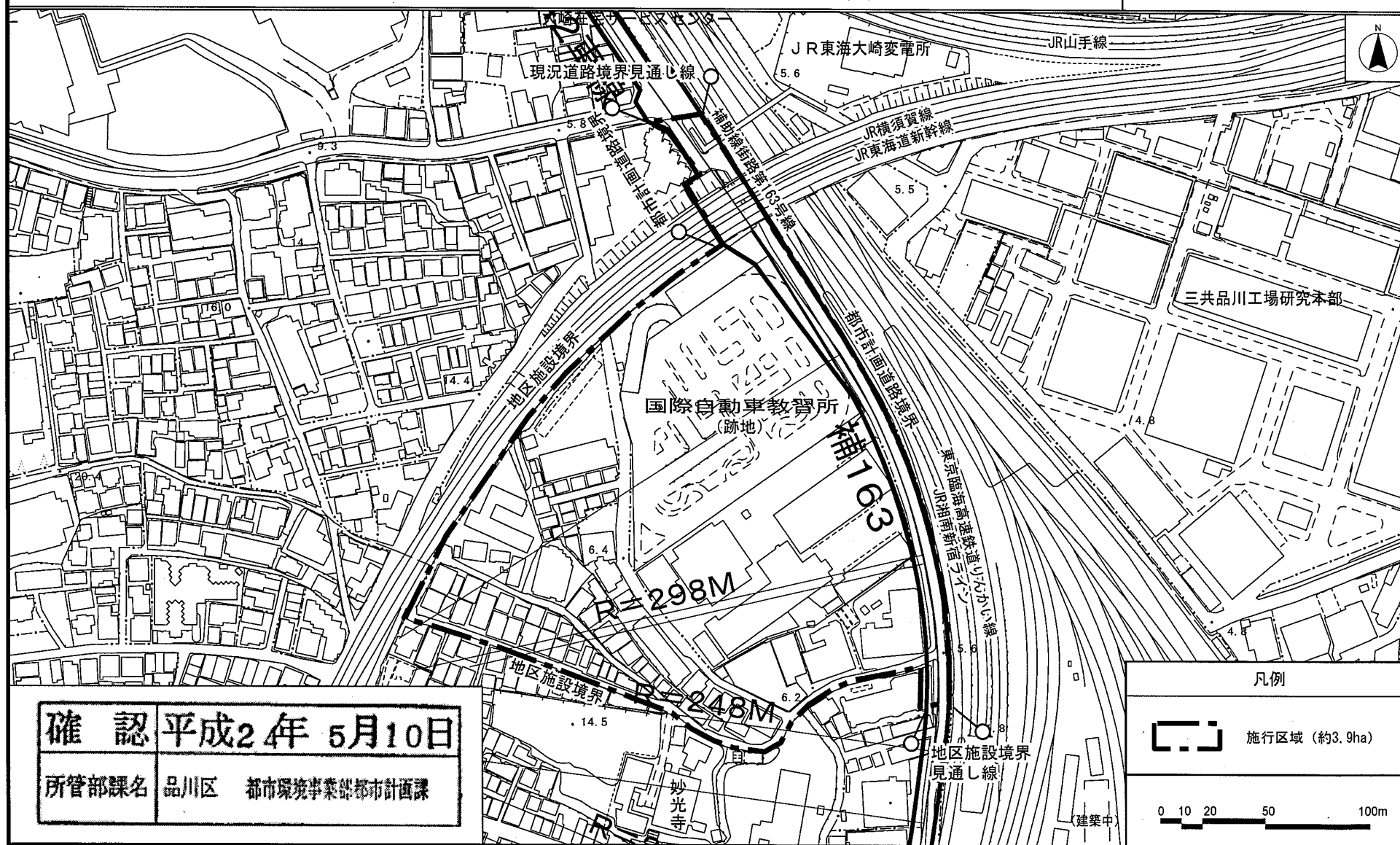
理由：大崎副都心周辺の都市計画道路補助線街路第 163 号線沿道において、大崎連携拠点に相応しい複合市街地の形成を目指し、都市基盤の整備に合わせて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図1 (施行区域)

[品川区決定]



東京都市計画第一種市街地再開発事業

(公共施設の配置

西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業

計画図 2

及び街区の配置)

[品川区決定]

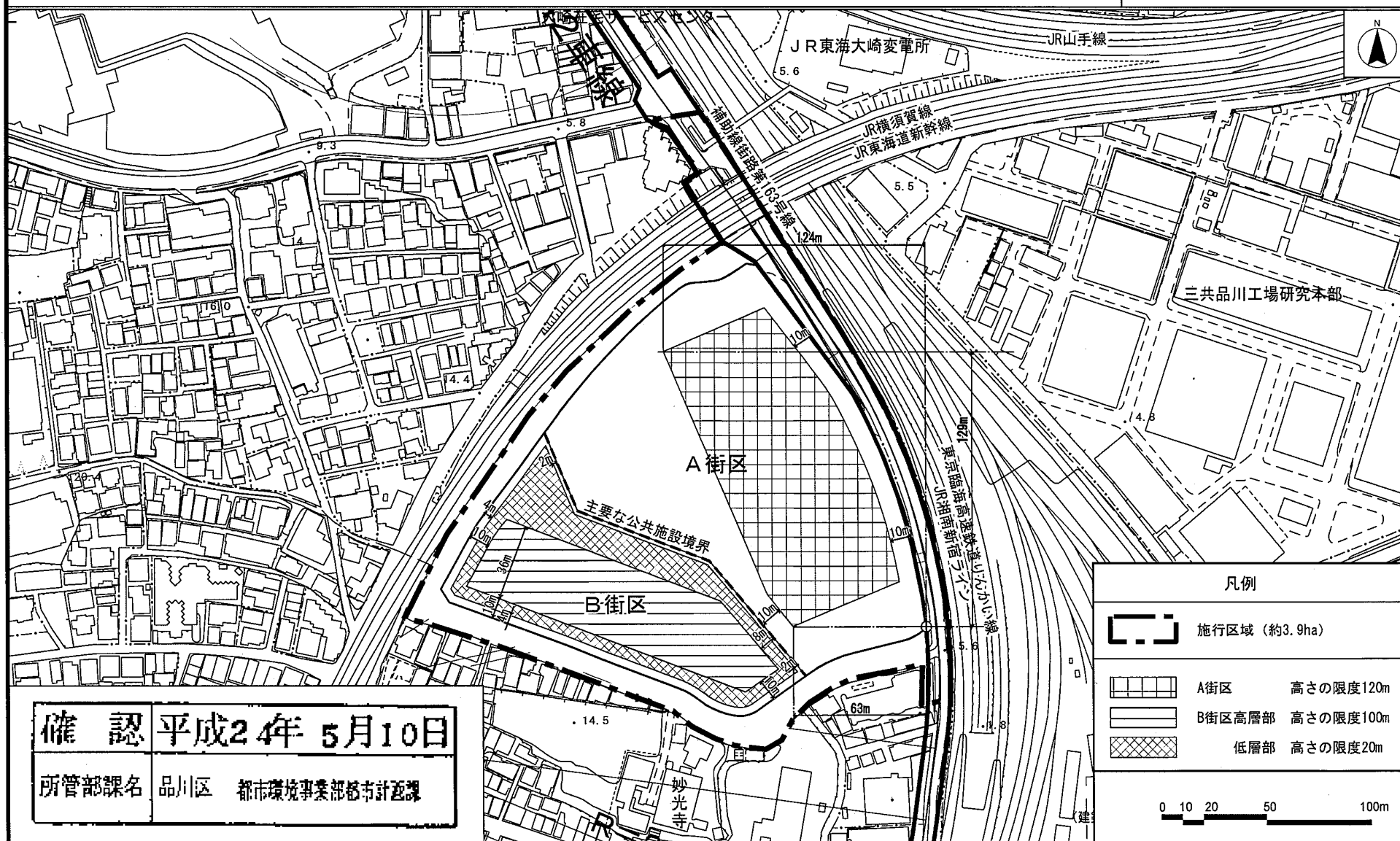


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複写を禁ず。（承認番号）23都市基街測第169号、平成24年3月22日 23都市基交第675号
この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。（承認番号：MMT利許第019号-13）

東京都市計画第一種市街地再開発事業

西品川一丁目地区第一種市街地再開発事業 計画図 3 (建築物の高さの限度図)

[品川区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。
 無断複写を禁ず。(承認番号) 23都市基街測第169号、平成24年3月22日 23都市基交第675号
 この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号:MMT利許第019号-13)